

平成28年3月14日

株 主 各 位

東京都中央区銀座七丁目2番22号
共同ピール株式会社
取締役社長 谷 鉄 也

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀の間
（会場が昨年と異なっております。
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第52期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kyodo-pr.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、円安や原油価格下落の影響、また、政府による各種経済政策の効果などを背景に企業収益や雇用情勢の改善傾向が続き、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかし一方で、中国を始めとしたアジア新興国経済の減速等の不安要素を拭えず、先行き不透明な状況が続きました。

PR業界につきましては、従来の広報活動の支援・代行や危機管理広報のコンサルティングに対する需要は依然として堅調であることに加えて、マーケティングやコミュニケーション活動にPR手法を取り入れる施策も広がりを見せており、市場全体が拡大しております。

このような環境の下当社は、リテイナー契約数の伸張及び代理店との協業関係強化によるオプション&スポット取引の拡大を目標に掲げ、営業及び企画提案力の強化に注力するとともに、前事業年度に引き続き、組織再編や人事制度の見直しを実施し、事業基盤の再構築に取り組みました。

この結果、当事業年度の売上高は、当上半期における大手外資系企業のリテイナー契約終了や官公庁からの大型案件を受託できなかった影響が大きかったこと、また、新規リテイナー契約数が想定したほど伸びなかったことにより前期比8.3%減の3,246百万円となりました。

一年を通して問い合わせの多かった業界は、サービス業、情報サービス業や自治体等で、総合PR、メディアトレーニングやセミナーに関するものでした。営業状況については、2020年に開催される東京オリンピックに向けたスポーツ団体のPR案件を受注し、今後につながる実績となりました。当社の強みであり、また、高い売上高比率を占める官公庁からの案件は、当上半期では受注数が減少したものの、継続的に引き合いを受けており、その数は増加傾向にあります。

利益面につきましては、官公庁WEB関連プロジェクトに対する受注損失引当金の計上という特殊要因のあった前期の大幅な赤字から回復し、営業利益以下黒字となりました。しかしながら、売上高が減少したために、当事業年度当初に想定していた利益水準に達することはできませんでした。

以上のことから、営業利益98百万円（前事業年度は401百万円の営業損失）、経常利益93百万円（前事業年度は408百万円の経常損失）、当期純利益78百万円（前事業年度は531百万円の当期純損失）となりました。

一方、国内連結子会社の一社である共和ピー・アール株式会社は、既存のリテイナー顧客からの安定した収益に加えて、平成26年度に発生した大手医薬品会社の不祥事の影響が沈静化し、オプション&スポット案件受注数が増加したことにより売上高は増加いたしました。映画のPRに特化した株式会社マンハッタンピープルにつきましても、業界における確固たる地位と提供するサービスに対する信頼から、高い興行収入が期待される大型作品を継続的に受注しております。当期は、売上高が大きいものの原価管理が難しい宣伝プロデューサー業務案件の受注を行わなかったため減収となりましたが、売上総利益以下の利益については、前期を上回る結果となりました。

海外子会社の共同拓信公関顧問（上海）有限公司につきましても、その95%の持分を第2四半期末において譲渡しております。

当期の期末配当につきましては、前事業年度の赤字から脱却し黒字へと転換しておりますが、繰越利益剰余金がマイナスである現状では、誠に遺憾ながら無配とさせていただきますたく存じます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

サービス区分別の状況は以下のとおりであります。

(リテイナー)

リテイナー契約数の伸張に取り組みましたが、大手外資企業の契約終了を始めとして契約数は伸び悩み、前事業年度比平均契約数が1.6%、平均単価が5.2%それぞれ減少いたしました。この結果、リテイナーの売上高は、前事業年度比135百万円（6.8%）減少の1,846百万円となりました。

(オプション&スポット)

上半期において、官公庁からの大型案件の受注がなかったことが影響しオプション&スポットの売上高は、前事業年度比122百万円（9.2%）減少の1,210百万円となりました。

(ペイドパブリシティ)

直取引の売上高は134.3%増だったものの、代理店経由の売上高が75.7%減少し、ペイドパブリシティの売上高は、前事業年度比37百万円（16.4%）減少の189百万円となりました。

| サービス区分     | 売上高      | 前事業年度比 |
|------------|----------|--------|
| リテイナー      | 1,846百万円 | 93.2%  |
| オプション&スポット | 1,210    | 90.8   |
| ペイドパブリシティ  | 189      | 83.6   |

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。  
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

- ② 設備投資の状況  
当事業年度中におきましては、建物附属設備、工具器具及び備品等について総額 2 百万円の新規設備投資を実施いたしました。
- ③ 資金調達の状況  
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                               | 第 49 期<br>(平成24年12月期) | 第 50 期<br>(平成25年12月期) | 第 51 期<br>(平成26年12月期) | 第 52 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年12月期) |
|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                        | 3,780                 | 3,406                 | 3,541                 | 3,246                            |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(百万円)          | 4                     | △70                   | △531                  | 78                               |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円) | 3.77                  | △56.97                | △432.27               | 63.79                            |
| 総 資 産(百万円)                        | 1,699                 | 1,767                 | 2,209                 | 2,053                            |
| 純 資 産(百万円)                        | 985                   | 891                   | 365                   | 476                              |
| 1株当たり純資産額 (円)                     | 801.10                | 725.33                | 297.22                | 387.73                           |

(注) 記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|----------------|-------|----------|---------|
| 共和ビー・アール株式会社   | 10百万円 | 100.0%   | PR事業    |
| 株式会社マンハッタンビーブル | 25百万円 | 100.0%   | PR事業    |

(注) 平成27年6月30日をもって共同拓信公開顧問（上海）有限公司の持分95%を譲渡したことにより、同社は当社の特定子会社及び連結子会社ではなくなりました。

#### ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社であり、連結による売上高は3,704百万円（前連結会計年度比8.8%減）、経常利益126百万円（前連結会計年度は384百万円の経常損失）、当期純利益108百万円（前連結会計年度は515百万円の当期純損失）であります。

### (4) 対処すべき課題

新経営陣の下、当社グループでは、顧客課題の多様化やメディアの変化といった市場環境の変化に対応するため、「我々は情熱と創造性で顧客の課題解決を図り、100年のコミュニケーションをつなぐPRエージェンシーである」という新たな経営理念を策定いたしました。これは、当社の存在理由が、顧客が長期的に成長するためにコミュニケーション活動をサポートすることにあり、また、顧客課題の解決に情熱と創造性を惜しみなく提供することを宣言したものです。

また、新たな経営理念に基づいた中期ビジョンを「No.1 PR」といたしました。今後は、さまざまなステークホルダーの皆様から、長期的に信頼され選んでいただけるNo.1のPR会社になれるよう、グループ全社員の力をひとつに結集してまいります。

以上のことを目指すうえで、当社が事業を展開するにあたり、対処すべき課題として認識している点は以下のとおりであります。

#### ① 経営理念の浸透とビジョンの共有

今後は、ビジョンの実現のために経営資源を集中してまいります。トップや幹部社員が率先して経営理念を体現していくことはもちろん、社員の評価や表彰もすべて経営理念やビジョンと照らし合わせて行います。これらによって、ビジョン実現に向けた一体感のある企業文化を醸成してまいります。

## ②顧客満足度の向上

顧客から長期的に信頼されるためには、顧客課題を適切に把握して、解決できる力が求められます。当社では、役職ごとに定期的な打ち合わせを行い、業界の動向や最新のPR手法など、顧客の課題解決に必要な情報共有を密に行ってまいります。同様に、当社のサポートしたプロジェクトの中から、最も成功したPR事例を毎月の全体集会で表彰、共有を行うなど社員の提案力の強化につなげていきます。その他、社内勉強会の実施など、顧客の課題解決の役に立つ情報共有を徹底することで社員ひとりひとりのスキルアップにつなげ、顧客満足度の向上を図ります。

## ③営業体制の強化

リテイナーを中心にクライアントを継続的に増やしていくために、営業体制を強化しています。具体的には、新規での営業を専門とする営業開発チームを設置して、より積極的に新たなクライアントの開拓を行っています。同様に、複雑化する顧客課題に対応するため、戦略的な企画立案を専門で行うマーケティング・プランニングチームを設置し、大型案件の受注や新たな業務領域に挑戦してまいります。

## ④広告会社への営業体制の強化

総合広告会社のコミュニケーションプランや販促プロモーションに、当社のPRプランやサービスを活用していただくケースが年々増加しています。このような総合広告会社からの企画作成依頼や協業依頼に対応するために、当社では組織横断的なタスクチームを組織して対応しています。タスクチームのメンバーを中心に、マーケティングPRのスキルアップを図り、新たな市場の開拓を行います。

## ⑤地方自治体への営業強化

当社が加盟している地域の広告ネットワークを活用して、当社の強みである地方自治体のPR活動を積極的に展開してまいります。特に、急速に拡大する訪日中国人観光客の誘引を目指す地方自治体に対しては、当社の中国でのパートナーであるPR会社ルーダー・フィン社のサービスを活用してPR活動を提案してまいります。

## ⑥従業員満足度の向上

人材が資本である当社では、社員のパフォーマンスがそのまま業績に影響いたします。そのため、当社では社員が最大限に自身のポテンシャルを発揮できるように、新たな人事評価制度を導入しています。今後は、導入した人事制度を適切に運用して、さらなる従業員満足度の向上につなげてまいります。

#### ⑦人材採用の強化

定期的な新卒採用と長期的な人材育成を基本戦略としながらも、経営理念に共感していただけるPR経験者の中途採用、バイリンガル人材や異業種からの人材採用も活用し、より多様性のある組織づくりをまいります。

#### ⑧子会社の専門特化

映画及び映像に関連した商品を専門にPRする株式会社マンハッタンピープル、医療・医薬品のPRに関する専門人材を抱える共和ピー・アール株式会社については、それぞれ得意とする領域により特化してまいります。これにより、グループ全体で幅広い業界のPRニーズに対応してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社の主な事業はPR事業のみであり、以下のサービス区分別に分類されます。

| サービス区分      | 主 要 な 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リ テ イ ナ ー   | <p>リテイナーとは、企業等の広報活動を6ヶ月以上の契約をもって支援及びコンサルティングをしていくものであります。</p> <p>具体的な業務内容としては、PR戦略の策定からパブリシティ（記事化）業務、不祥事発生時の危機管理広報対応支援等までとなります。パブリシティの流れとしては、PR素材の特定及び開発の支援、ニュースリリースの作成支援、マスコミ各社の担当記者リストの整備、マスコミ各社への配信・配布とフォローアップ、マスコミからの取材の調整、マスコミでの掲載及び報道の確認、活動報告となります。</p> <p>最近では、インターネットを使った広報活動のほか、IPOやIR（Investor Relations）活動と連動したものでサービスの範囲が広がってきています。</p> |
| オブショナル&スポット | <p>オブショナル&amp;スポットとは、上記リテイナー契約顧客に対する一時的な付加サービスと、リテイナーと同様のサービスを提供するもののその期間が6ヶ月に満たないものをさします。</p> <p>オブショナルの具体的な業務としては、記者発表会、プレスセミナー、PRイベント、アンケート・パブリシティ、ホームページや会社案内等の制作、危機管理広報マニュアルの作成、記者会見のシミュレーション・トレーニング等があげられます。スポットとしては、新製品記者発表会等を挟んだ一定期間（2～3ヶ月）のPR活動や、展示会や美術展等のイベントの開催告知目的のPR活動等が主なものであります。</p>                                                 |
| ペイドパブリシティ   | <p>通常、パブリシティ業務では新聞・雑誌等のスペースを購入するということはありませんが、顧客のニーズやPR素材の性質によっては、新聞や雑誌等の特定のページを購入して、顧客の意図する内容を記事形式で掲載していく手法をとる場合があります。</p> <p>ペイドパブリシティとは、このようにスペース購入費用が発生するパブリシティのことを言います。</p>                                                                                                                                                                     |

(6) 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

|     |                  |
|-----|------------------|
| 本 社 | 東京都中央区銀座七丁目2番22号 |
|-----|------------------|

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 194 (21) 名 | 6 (1) 名   | 38.2歳 | 7.9年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| 株式会社新生銀行     | 160百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 142百万円 |
| 株式会社東日本銀行    | 80百万円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,040,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,260,000株
- (3) 株主数 768名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名              | 持株数   | 持株比率  |
|------------------|-------|-------|
| 株式会社新東通信         | 377千株 | 30.7% |
| 株式会社テクノグローバル研究所  | 200   | 16.3  |
| S M B C 日興証券株式会社 | 62    | 5.1   |
| 佐藤友亮             | 55    | 4.5   |
| 共Pグループ従業員持株会     | 42    | 3.5   |
| 椎野育太             | 34    | 2.8   |
| 上村巍              | 21    | 1.8   |
| 大木佑輔             | 20    | 1.7   |
| 奥井光明             | 20    | 1.7   |
| 鈴木泰弘             | 19    | 1.6   |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（30,317株）を控除して計算しております。  
2. 自己株式は上記の表から除外しております。  
3. 表示単位未満につきまして、持株数は切り捨て、持株比率は小数点第2位を四捨五入しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                              |
|---------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長     | 上 村 巍     | —                                                                                                    |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 谷 鉄 也     | 共和ビー・アール株式会社 取締役、株式会社マンハッタンビーブル 取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社M' sブリッジ 取締役、上海新東通信广告有限公司 董事                    |
| 取 締 役 副 社 長   | 沼 田 英 之   | 当社PRアカウント本部本部長、共和ビー・アール株式会社 代表取締役社長、株式会社マンハッタンビーブル 取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社M' sブリッジ 代表取締役               |
| 専 務 取 締 役     | 西 井 雅 人   | 当社コーポレート本部本部長、共和ビー・アール株式会社 取締役、株式会社マンハッタンビーブル 取締役、株式会社新東通信 取締役、日本プロパティマネジメント株式会社 監査役、上海新東通信广告有限公司 監事 |
| 常 務 取 締 役     | 安 口 正 浩   | 当社コーポレート本部副本部長、共和ビー・アール株式会社 取締役副社長                                                                   |
| 取 締 役         | 木 村 忠 久   | 当社PRアカウント本部副本部長、株式会社マンハッタンビーブル 取締役                                                                   |
| 取 締 役         | 明 石 一 秀   | 隼あすか法律事務所 弁護士<br>日本電産コパル電子株式会社 監査役                                                                   |
| 取 締 役         | 平 英 毅     | 東京市谷法律事務所 弁護士（パートナー）                                                                                 |
| 取 締 役         | 下 土 井 幸 雄 | 船井アドヴェンチャー株式会社 代表取締役                                                                                 |
| 常 勤 監 査 役     | 行 本 憲 治   | 行本憲治公認会計士事務所 所長<br>株式会社アルファアソシエーツ 取締役                                                                |
| 監 査 役         | 越 智 大 藏   | 株式会社アドバネクス 監査役<br>リバーエレテック株式会社 監査役<br>イワキ株式会社 取締役                                                    |
| 監 査 役         | 佐 伯 一 郎   | 四五六法律事務所 所長<br>株式会社エイアンドティ 監査役                                                                       |

- (注) 1. 取締役明石一秀、平英毅及び下土井幸雄の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役明石一秀氏は、弁護士の資格を有しており、法曹界での長年の経験から、コンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役平英毅氏は、弁護士及び中小企業診断士の資格を有しており、法務はもとより企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役下土井幸雄氏は、船井アドヴェンチャー株式会社の代表取締役であり、経営者としての豊富な経験と知見を有しております。

5. 当社は、取締役明石一秀、平英毅及び下土井幸雄の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 常勤監査役行本憲治及び監査役佐伯一郎の2氏は、社外監査役であります。
7. 常勤監査役行本憲治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役佐伯一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法曹界での長年の経験があり、コンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は、常勤監査役行本憲治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 平成27年3月31日開催の取締役会により、下記のとおり役付取締役の変更がありました。括弧内は従前の地位であります。  
取締役副社長（取締役）沼田英之氏  
専務取締役（取締役）西井雅人氏
11. 取締役会長上村巍は、平成27年8月24日開催の取締役会において代表取締役社長を辞任し、取締役会長に就任しております。
12. 代表取締役社長谷鉄也氏は、平成27年8月24日開催の取締役会において社外取締役から代表取締役社長に就任しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分               | 支給人員      | 支給額           |
|-------------------|-----------|---------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役分) | 9<br>(4)名 | 67<br>(16)百万円 |
| 監査役<br>(うち社外監査役分) | 3<br>(2)  | 10<br>(8)     |
| 合計<br>(うち社外役員)    | 12<br>(6) | 77<br>(24)    |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成14年3月27日開催の第38期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成14年3月27日開催の第38期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
4. 上記取締役及び監査役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額2百万円（取締役6名に対し2百万円（うち社外取締役0名））が含まれております。

- ### ② 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
- 該当事項はありません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

|           | 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 明石 一秀 | 隼あすか法律事務所 弁護士<br>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br>日本電産コパル電子株式会社 監査役<br>同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。    |
| 取締役 谷 鉄也  | 株式会社新東通信 代表取締役社長<br>同社と当社との間に重要な取引はありません。                                                             |
| 取締役 平 英毅  | 東京市谷法律事務所 パートナー<br>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。                                                      |
| 取締役 下土井幸雄 | 船井アドヴェンチャー株式会社 代表取締役<br>同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。                                                   |
| 監査役 行本 憲治 | 行本憲治公認会計士事務所 所長<br>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br>株式会社アルファアソシエーツ 取締役<br>同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 監査役 佐伯 一郎 | 四五六法律事務所 所長<br>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br>株式会社エイアンドティー 監査役<br>同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。       |

(注) 取締役谷鉄也氏は、平成27年8月24日開催の取締役会にて代表取締役社長に就任しております。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|           | 活 動 状 況                                                                                                                                                            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 明石 一秀 | 当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。                                                                                               |
| 取締役 谷 鉄也  | 平成27年3月27日就任以降平成27年8月24日開催の取締役会において当社代表取締役に就任するまでに開催された取締役会7回（代表取締役に就任した取締役会を含まず）全てに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。                                |
| 取締役 平 英毅  | 平成27年3月27日就任以降に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。                                                                                      |
| 取締役 下土井幸雄 | 平成27年3月27日就任以降に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。                                                                                      |
| 監査役 行本 憲治 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地から必要に応じ、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 佐伯 一郎 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に出席し、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会において、弁護士、大学院教授（法学）として、高い見識と豊富な経験に基づき適宜質問をし意見を述べております。また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。  |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## ③ 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りとの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月  
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。



## 5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則の改定内容に基づいて、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議いたしました。改定後の内容は、次のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、すべての取締役及び使用人の法令・定款及び社会規範を遵守した行動の徹底を図るため、取締役、内部監査室長、執行役員などで構成したガバナンス・コンプライアンス委員会を設置し、実際の活動を推進するために各部門及び各子会社にコンプライアンス推進担当者を任命する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により全社のリスクに関する統括責任者として代表取締役を任命し、リスク管理委員会において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室が各部門及び各子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及びリスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議に報告し、リスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議において、改善策を審議・決定する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門及び各子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社内における契約書の審査など日常の法的問題及びコンプライアンス体制強化のため、専門的知識をもった人材を増強し、法務部門を新たに設置した。法務部門は、重要な契約については外部の弁護士事務所のリーガルチェックを受けるなど、契約の事前審査を厳格化、充実を図る。また適時外部の法律事務所の協力を得て、契約上のリスクを洗い出し、リスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議へ報告する。

またガバナンス・コンプライアンス委員会主導の下、当社グループのコンプライアンス行動理念の実践を図るため、コンプライアンス研修を義務付け、継続的に実施し、子会社を含めた役職員に受講を義務付ける。研修成果については、その度合いを数値化して、社内イントラネット等で必要に応じて適時公表する。

さらに当社グループのコンプライアンスの啓蒙に加え、内部通報制度に基づき社内外に設置する通報窓口と関連する社内規程の周知を目的に、通報窓口の連絡先を記載したコンプライアンスマニュアルを作成、全役職員へ配布する。

子会社の取締役は、毎月及び臨時で開催される当社の取締役会へ出席し、当社の取締役及び監査役へ子会社の状況及び重要事項を報告する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。当該補助使用人は専ら監査役の指揮命令下におかれる。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、直接または当社・子会社の担当部署を通じて、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。

監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査法人に意見を求める等の必要な連携を図っていくこととする。

- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、顧問弁護士等の外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図るものとする。

- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

- (12) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に向けた実施状況は次のとおりであります。

①取締役会を18回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

- ②常勤取締役による経営改善委員会を週1回開催し、当社グループにおける課題の共有と対応策の検討を実施いたしました。
- ③監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ④財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ⑤情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的としたソフトウェアの導入を実施したほか、文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。
- ⑥常勤取締役及び管理局の部門長からなるガバナンス・コンプライアンス委員会を開催し、情報セキュリティ、ハラスメント等について情報共有と対策を検討いたしました。
- ⑦役員含め全社員を対象にコンプライアンス研修を実施いたしました。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に対する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                |                  |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,687,933</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,411,431</b> |
| 現金及び預金             | 313,710          | 買掛金                    | 134,758          |
| 受取手形               | 84,351           | 短期借入金                  | 240,000          |
| 売掛金                | 495,167          | 1年内返済予定の長期借入金          | 60,238           |
| 未成業務支出金            | 673,766          | 未払金                    | 71,595           |
| 前払費用               | 27,993           | 未払費用                   | 37,195           |
| 繰延税金資産             | 59,786           | 未払法人税等                 | 4,391            |
| その他                | 37,294           | 未払消費税等                 | 30,841           |
| 貸倒引当金              | △4,138           | 前受金                    | 171,024          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>365,090</b>   | 預り金                    | 29,679           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>89,739</b>    | 賞与引当金                  | 57,516           |
| 建物                 | 47,062           | 受注損失引当金                | 570,589          |
| 工具、器具及び備品          | 3,539            | その他                    | 3,599            |
| 土地                 | 33,304           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>164,802</b>   |
| その他                | 5,832            | 長期借入金                  | 101,400          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>11,981</b>    | 退職給付引当金                | 27,326           |
| ソフトウェア             | 1,503            | 役員退職慰労引当金              | 27,908           |
| ソフトウェア仮勘定          | 8,500            | その他                    | 8,168            |
| 電話加入権              | 1,977            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,576,233</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>263,369</b>   | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 投資有価証券             | 50,620           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>466,145</b>   |
| 関係会社株式             | 49,460           | 資本金                    | 419,900          |
| 敷金及び保証金            | 138,307          | 資本剰余金                  | 360,655          |
| 保険積立金              | 22,293           | 資本準備金                  | 360,655          |
| 破産更生債権等            | 124,710          | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>△298,350</b>  |
| その他                | 2,687            | 利益準備金                  | 13,500           |
| 貸倒引当金              | △124,710         | その他利益剰余金               | △311,850         |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,053,023</b> | 別途積立金                  | 150,000          |
|                    |                  | 繰越利益剰余金                | △461,850         |
|                    |                  | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△16,058</b>   |
|                    |                  | 評価・換算差額等               | 10,643           |
|                    |                  | その他有価証券評価差額金           | 10,643           |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>476,789</b>   |
|                    |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>2,053,023</b> |

# 損 益 計 算 書

（平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目             | 金      | 額         |
|-----------------|--------|-----------|
| 売 上 高           |        | 3,246,245 |
| 売 上 原 価         |        | 1,253,091 |
| 売 上 総 利 益       |        | 1,993,153 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 1,895,056 |
| 営 業 利 益         |        | 98,096    |
| 営 業 外 収 益       |        |           |
| 受 取 利 息         | 268    |           |
| 受 取 配 当 金       | 536    |           |
| 受 取 賃 貸 料       | 3,100  |           |
| そ の 他           | 1,142  | 5,047     |
| 営 業 外 費 用       |        |           |
| 支 払 利 息         | 7,199  |           |
| 売 上 割 引         | 424    |           |
| 為 替 差 損         | 1,709  | 9,333     |
| 経 常 利 益         |        | 93,811    |
| 特 別 利 益         |        |           |
| 投資有価証券売却益       | 55     | 55        |
| 特 別 損 失         |        |           |
| 関係会社株式売却損       | 282    | 282       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |        | 93,583    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 843    |           |
| 法 人 税 等 調 整 額   | 14,299 | 15,142    |
| 当 期 純 利 益       |        | 78,440    |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |               |           |                 |          |               |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|---------------|-----------|-----------------|----------|---------------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 |                 |          |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |          | 利 益 剰 余 金 計 合 |         |             |
|                         |         |           |               | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金   |          |               |         |             |
| 当 期 首 残 高               | 419,900 | 360,655   | 360,655       | 13,500    | 150,000         | △571,298 | △407,798      | △16,058 | 356,698     |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         |           |               |           |                 | 31,006   | 31,006        |         | 31,006      |
| 会計方針変更を反映した当期首残高        | 419,900 | 360,655   | 360,655       | 13,500    | 150,000         | △540,291 | △376,791      | △16,058 | 387,704     |
| 事業年度中の変動額               |         |           |               |           |                 |          |               |         |             |
| 剰余金の配当                  |         |           |               |           |                 |          |               |         | —           |
| 当期純利益                   |         |           |               |           |                 | 78,440   | 78,440        |         | 78,440      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |               |           |                 |          |               |         |             |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | —             | —         | —               | 78,440   | 78,440        | —       | 78,440      |
| 当 期 末 残 高               | 419,900 | 360,655   | 360,655       | 13,500    | 150,000         | △461,850 | △298,350      | △16,058 | 466,145     |

|                         | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計   |
|-------------------------|--------------|------------|---------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 当 期 首 残 高               | 8,792        | 8,792      | 365,490 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |              |            | 31,006  |
| 会計方針変更を反映した当期首残高        | 8,792        | 8,792      | 396,496 |
| 事業年度中の変動額               |              |            |         |
| 剰余金の配当                  |              |            | —       |
| 当期純利益                   |              |            | 78,440  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 1,851        | 1,851      | 1,851   |
| 事業年度中の変動額合計             | 1,851        | 1,851      | 80,292  |
| 当 期 末 残 高               | 10,643       | 10,643     | 476,789 |

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                |                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------|
| ①子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法                                               |
| ②その他有価証券       |                                                           |
| ・時価のあるもの       | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの       | 移動平均法による原価法                                               |
| ③たな卸資産         |                                                           |
| ・未成業務支出金       | 個別法による原価法                                                 |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                             |                                                                |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------|
| ①有形固定資産<br>(リース資産を除く)       | 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 |
| ②無形固定資産                     |                                                                |
| ・自社利用のソフトウェア                | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                               |
| ③リース資産                      |                                                                |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。                          |

#### (3) 引当金の計上基準

- |          |                                                                                                |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①貸倒引当金   | 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。            |
| ②賞与引当金   | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。                                                |
| ③受注損失引当金 | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を引当計上しております。 |
| ④退職給付引当金 | 従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。                                       |

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理



しております。

数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく事業年度末支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を、当事業年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が31,006千円減少し、利益剰余金が31,006千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は25.22円増加しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金 4,513千円

上記担保資産に対応する担保付債務は次のとおりであります。

買掛金 一千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 193,670千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 8,396千円

短期金銭債務 1,350千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 29,801千円 |
| 仕入高        | 22,444千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 125千円    |

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,260千株     | 一千株        | 一千株        | 1,260千株    |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 30,317株     | 一株         | 一株         | 30,317株    |

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 事業年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産       |          |
|--------------|----------|
| 未払事業税・事業所税   | 2,865千円  |
| 貸倒引当金        | 41,627   |
| 退職給付引当金      | 8,826    |
| 役員退職慰労引当金    | 9,109    |
| 賞与引当金        | 19,038   |
| 投資有価証券評価損    | 1,384    |
| 子会社株式評価損     | 69,983   |
| 資産除去債務       | 4,530    |
| 受注損失引当金      | 188,865  |
| 繰越欠損金        | 14,422   |
| その他          | 6,825    |
| 繰延税金資産 小計    | 367,477  |
| 評価性引当額       | △307,546 |
| 繰延税金資産 合計    | 59,930   |
| 繰延税金負債       |          |
| 未成業務支出金      | △144     |
| その他有価証券評価差額金 | △5,078   |
| 繰延税金負債 合計    | △5,222   |
| 繰延税金資産の純額    | 54,708   |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産により運用しております。また、資金調達については、自己資金により充当しておりますが、短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により調達しております。デリバティブ取引等の投機的な取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理規程の遵守によりリスク低減を図っております。また、管理局財務経理チームが、顧客毎の営業債権回収状況を管理し、回収遅延債権については速やかに営業担当に報告、注意喚起をし、営業債権の早期回収に取り組んでおります。

投資有価証券は、取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。上場会社については定期的に時価の把握を行っております。

敷金・保証金は、貸主に対し差入れているものであり、当該貸主の信用リスクに晒されております。また、契約締結前に貸主の信用調査を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務である買掛金や短期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、四半期毎に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください。）。

|                   | 貸借対照表計上額   | 時 価        | 差 額     |
|-------------------|------------|------------|---------|
| (1) 現 金 及 び 預 金   | 313,710 千円 | 313,710 千円 | － 千円    |
| (2) 受 取 手 形       | 84,031     | 84,031     | －       |
| (3) 売 掛 金         | 491,349    | 491,349    | －       |
| (4) 投 資 有 価 証 券   | 48,134     | 48,134     | －       |
| (5) 敷 金 及 び 保 証 金 | 138,307    | 110,101    | △28,206 |
| 資 産 計             | 1,075,533  | 1,047,326  | △28,206 |
| (1) 買 掛 金         | 134,758    | 134,758    | －       |
| (2) 短 期 借 入 金     | 240,000    | 240,000    | －       |
| (3) 1年内返済予定の長期借入金 | 60,238     | 59,172     | △1,065  |
| (4) 長 期 借 入 金     | 101,400    | 96,475     | △4,924  |
| 負 債 計             | 536,396    | 530,406    | △5,990  |

※受取手形及び売掛金は貸倒引当金控除後の金額を記載しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

##### 資産

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

将来のキャッシュ・フローをその発生が見込まれる期間に対応する適切な利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分                 | 貸借対照表計上額 |
|---------------------|----------|
| 非 上 場 株 式 ( ※ 1 )   | 2,486 千円 |
| 関 係 会 社 株 式 ( ※ 2 ) | 49,460   |

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|         | 1 年 内      | 1 年 超<br>5 年 内 | 5 年 超<br>1 0 年 内 | 1 0 年 超 |
|---------|------------|----------------|------------------|---------|
| 預 金     | 313,169 千円 | — 千円           | — 千円             | — 千円    |
| 受 取 手 形 | 84,031     | —              | —                | —       |
| 売 掛 金   | 491,349    | —              | —                | —       |
| 合 計     | 888,550    | —              | —                | —       |

※敷金・保証金については、償還予定が明確に確定できないため、上表には含めておりません。

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|       | 1 年 内     | 1 年 超<br>2 年 内 | 2 年 超<br>3 年 内 | 3 年 超<br>4 年 内 | 4 年 超<br>5 年 内 | 5 年 超 |
|-------|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 短期借入金 | 240,000千円 | —千円            | —千円            | —千円            | —千円            | —千円   |
| 長期借入金 | 60,238    | 40,800         | 40,500         | 20,100         | —              | —     |
| 合 計   | 300,238   | 40,800         | 40,500         | 20,100         | —              | —     |

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産に関する注記は、重要性が乏しいため省略しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 種 類   | 会社等の名称           | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係            | 取引内容  | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期 末 残 高<br>(千円) |
|-------|------------------|---------------------|----------------------|-------|--------------|-----|-----------------|
| 子 会 社 | 共同拓信公關顧問(上海)有限公司 | 当社所有<br>直接 100.0%   | 資 金 貸 付<br>役 員 の 兼 任 | 増資の引受 | 25,899       | —   | —               |

(注) 1. 増資の引受については、デット・エクイティ・スワップの方法により増資を行っております。

2. 共同拓信公關顧問(上海)有限公司は、平成27年6月30日付で当社持分95%を譲渡したことにより、関連当事者に該当しなくなっております。このため、取引金額には、関連当事者であった期間の金額を記載しておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 387円73銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 63円79銭  |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 2月23日

共同ピーアール株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 向出 勇治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 達郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共同ピーアール株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に基づき、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月29日

共同ピーアール株式会社 監査役会

|               |       |
|---------------|-------|
| 常 勤 監 査 役 行 本 | 憲 治 ㊟ |
| 社 外 監 査 役 越 智 | 大 藏 ㊟ |
| 社 外 監 査 役 佐 伯 | 一 郎 ㊟ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第33条第2項及び第45条第2項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第33条（取締役の責任免除）第2項の規定の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>（取締役の責任免除）<br/>第33条 （条文省略）<br/>② 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>（監査役責任免除）<br/>第45条 （条文省略）<br/>② 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>（取締役の責任免除）<br/>第33条 （現行通り）<br/>② 当社は、<u>業務執行取締役等ではない取締役との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>（監査役責任免除）<br/>第45条 （現行通り）<br/>② 当社は、<u>監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> |

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員の任期が満了となります。つきましては、取締役会において経営判断の迅速化と経営体制の強化を図るため、新任候補者を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

新任候補者の古賀尚文氏は、一般社団法人共同通信社常務理事、株式会社共同通信社代表取締役を歴任され、当社事業の中核であるメディア・リレーションズに大きく寄与されるとともに、高所より経営戦略の構築に携わっていただくべく、同氏を常勤の取締役候補者としております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ※<br>古賀尚文<br>(昭和22年10月4日生) | 昭和46年4月 一般社団法人共同通信社入社<br>平成10年7月 同社会部長<br>平成16年9月 同業務局長<br>平成19年6月 同常務理事経営総本部長兼社長室長<br>平成22年6月 株式会社共同通信社代表取締役専務<br>平成23年6月 同社代表取締役社長<br>平成26年6月 同社常勤相談役(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>特になし                                                   | 6,000株     |
| 2     | 谷鉄也<br>(昭和45年9月3日生)        | 平成13年9月 株式会社新東通信入社<br>平成17年9月 同社取締役執行役員<br>平成25年9月 同社代表取締役社長<br>平成27年3月 当社取締役<br>平成27年8月 当社代表取締役社長(現任)<br>平成27年8月 株式会社新東通信取締役(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>共和ピー・アール株式会社 取締役、株式会社マンハッタンピープル 取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社M'sブリッジ 取締役、上海新東通信广告有限公司 董事 | 0株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3         | ぬま た ひで ゆき<br>沼 田 英 之<br>(昭和34年1月24日生) | 昭和56年4月 株式会社新東通信入社<br>平成17年9月 同社取締役常務執行役員<br>平成24年9月 同社取締役(現任)<br>平成27年3月 当社取締役<br>平成27年3月 当社取締役副社長(現任)<br>平成27年11月 共和ピー・アール株式会社代表取締役社長(現任)<br>平成28年1月 当社PRアカウント本部本部長(現任)<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>共和ピー・アール株式会社 代表取締役社長、株式会社マンハッタンピープル 取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社M'sブリッジ 代表取締役                                       | 0株         |
| 4         | にし い まさ と<br>西 井 雅 人<br>(昭和36年8月8日生)   | 昭和61年1月 株式会社新東通信入社<br>平成23年9月 同社取締役上席執行役員<br>平成24年9月 同社取締役(現任)<br>平成27年3月 当社取締役<br>平成27年3月 当社専務取締役(現任)<br>平成28年1月 当社コーポレート本部本部長(現任)<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>共和ピー・アール株式会社 取締役、株式会社マンハッタンピープル 取締役、株式会社新東通信 取締役、日本プロパティマネジメント株式会社 監査役、上海新東通信広告有限公司 監事                                                             | 0株         |
| 5         | き むら ただ ひさ<br>木 村 忠 久<br>(昭和39年4月25日生) | 昭和61年4月 日本航空開発(株)入社<br>平成2年4月 (株)サザレコーポレーション入社<br>平成3年9月 当社入社<br>平成14年9月 当社部長(チーム長)<br>平成16年1月 当社第1業務局長<br>平成16年5月 当社執行役員<br>平成22年3月 当社取締役<br>平成23年12月 当社取締役辞任<br>平成24年4月 当社執行役員<br>平成25年4月 当社専務執行役員<br>当社業務本部長<br>平成26年3月 当社取締役(現任)<br>平成28年1月 当社PRアカウント本部副本部長(現任)<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>株式会社マンハッタンピープル 取締役 | 3,100株     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6         | 平 英 毅<br><small>たいら ひで き</small><br>(昭和47年11月15日生) | 平成12年12月 弁護士登録<br>東京麹町法律事務所(現東京市谷法律事務所) 入所<br>平成17年4月 同法律事務所パートナー(現任)<br>平成19年12月 中小企業診断士登録<br>平成25年6月 経営革新等支援機関認定<br>平成27年3月 当社社外取締役(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>東京市谷法律事務所 弁護士(パートナー) | 0株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 平英毅氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できるものと判断した理由  
平英毅氏は、弁護士、中小企業診断士及び経営革新等支援機関として、コーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業再生に深い造詣を有しており、これらの知識を活かして取締役の業務執行を監督していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。  
同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。
5. 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について責任限定契約を締結しております。平英毅氏が原案どおり選任された場合、同氏との現在の契約は引き続き効力を有することとなります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
6. 平英毅氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

### 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

平成26年3月28日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって退任された取締役篠崎良一氏及び信澤勝之氏、並びに本総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役上村巍氏及び安口正浩氏の4名に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める「役員の日年および退職慰労金規程」に基づく、基準額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法、下記の支給額の減額等は、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役の各々の在任中における経営成績の不振、「役員の日年および退職慰労金規程」第7条の趣旨等を勘案のうえ、それぞれ退職慰労金の減額を行います。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名                      | 略歴                                                                           |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| しの ぎき りよう いち<br>篠 崎 良 一 | 昭和63年2月 当社取締役<br>平成22年3月 当社常務取締役<br>平成24年2月 当社取締役副社長<br>平成26年3月 当社取締役副社長退任   |
| のぶ さわ かつ ゆき<br>信 澤 勝 之  | 平成24年3月 当社取締役<br>平成26年3月 当社取締役退任                                             |
| かみ むら たかし<br>上 村 巍      | 昭和63年2月 当社取締役<br>平成20年3月 当社常務取締役<br>平成24年2月 当社代表取締役社長<br>平成27年8月 当社取締役会長（現任） |
| やす ぐち まさ ひろ<br>安 口 正 浩  | 平成22年3月 当社取締役<br>平成26年5月 当社常務取締役（現任）                                         |

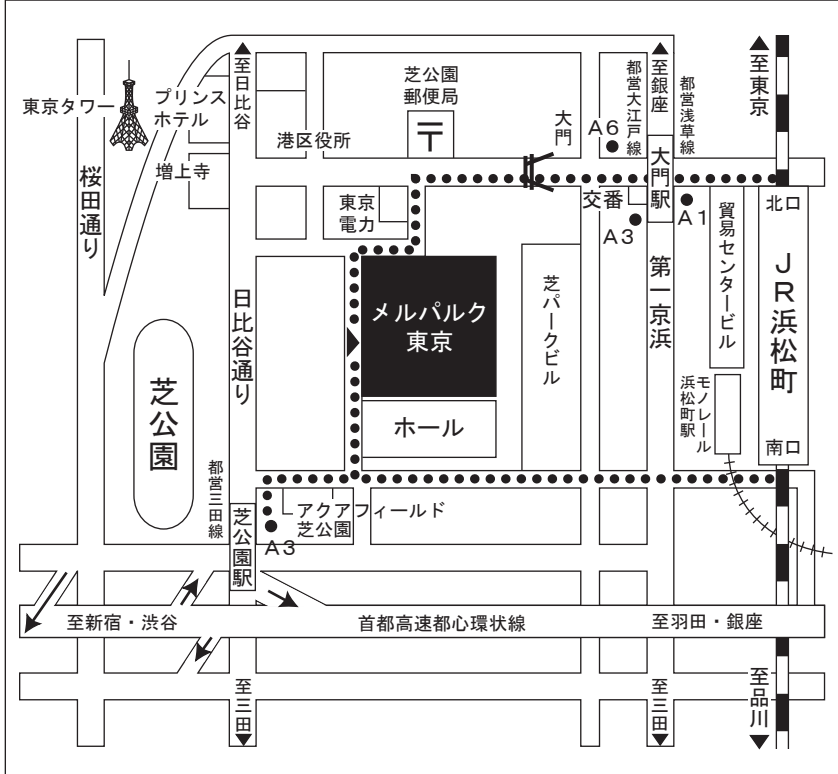
以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 4階 孔雀の間



- |    |                      |      |      |
|----|----------------------|------|------|
| 交通 | 都営地下鉄三田線             | 芝公園駅 | 徒歩2分 |
|    | 都営地下鉄浅草線・大江戸線        | 大門駅  | 徒歩4分 |
|    | J R山手線・京浜東北線、東京モノレール | 浜松町駅 | 徒歩8分 |